

近年の主な保護司関係の取組一覧（概要）

時代	保護司法等関係	推薦・委嘱の手順、年齢条件	職務の在り方、保護観察官との協働態勢	待遇、活動環境	その他調査等
昭和					
24年	犯罪者予防更生法		犯罪者予防更生法 ・保護観察官（19条） ・保護司（20条） ・実行機関（39条）	「犯罪者予防更生法実施記念フェア（銀座フェア）」開催（のちに「社会を明るくする運動」として展開）	
25年	保護司法			補導諸費支給規則 ・保護観察の担当（担当1件：1か月50円以内） ・環境の調査又は調整（要した実費額以内）	全国保護司連盟結成
29年	保護司実費弁償金支給規則				
48年	保護区及び保護区ごとの保護司の定数に関する規則				地域類型と保護司の機能（法総研紀要）
平成					
10年	保護司法改正 ・職務の遂行（8条の2） ・保護司会（13条） ・保護司会連合会（14条） ・地方公共団体の協力（17条）				
11年	保護司会及び保護司会連合会に関する規則				
13年	保護司の選考に関する規則				
16年		新任時上限年齢65歳以下 再任時上限年齢76歳未満			
17年					保護司の活動実態と意識に関する調査（法総研報告）
18年					更生保護のあり方を考える有識者会議報告書
19年	更生保護法		更生保護法 ・保護司（32条） ・保護観察の実施者（61条）	保護司会活動分担費（保護司会の任務遂行に伴う費用を弁償することを目的）を予算化	
20年		保護司候補者検討協議会	保護司研修要綱（改訂）	更生保護サポートセンター設置開始	
23年				保護司会における会計処理基準の導入	全国保護司連盟が更生保護法人化
24年		新任時上限年齢66歳以下		対象者等からの物的損害等に対する補償制度 物的損害事故（建物・家財・金銭等対象） ・建物の放火等（全損） 2,000万円以内 ・建物の放火等（半損） 1,000万円以内 ・その他 200万円以内（窃盗被害：10万円以内） 家族等に対する傷害事故 ・死亡 1,000万円 ・後遺障害 1,000万円以内 ・入院 5万円以内 ・通院 1万円以内 保護司が職務に伴い人的損害を被った場合は、国家公務員災害補償法により補償	保護司の確保等に関する調査 保護司に対する意識調査（犯罪白書） 保護司制度の基盤整備に関する検討会報告書
26年					保護司の安定的確保に関する基本的指針 「保護司活動に対する御理解・御協力について（依頼）」発出（法務省・総務省連名） 第1回アジア保護司会議
27年				保護司実費弁償金の充実 【処遇活動関係】 ・補導費 ・生活環境調整費 ・保護司研修等出席実費 ・保護司セミナー実施経費 ・保護司活動インターンシップ実施経費 【組織活動関係】 ・保護司会連合会の運営に関する経費 ・保護司会の運営に関する経費 ・更生保護サポートセンターに関する経費	
28年	再犯の防止等の推進に関する法律	保護司活動インターンシップ			
29年	第1次再犯防止推進計画				第2回アジア保護司会議
30年					保護司制度に関するアンケート 再犯防止対策に関する世論調査
31年					保護司の活動に関するアンケート調査（総務省）
令和					
元年				更生保護サポートセンター（886地区設置）	「再犯防止対策の推進に向けた保護司活動に対する一層の御理解・御協力について（依頼）」発出（法務省・総務省連名）
2年					保護司適任者の安定的確保に向けた効果的な訴求方策に関する調査研究
3年		本人の希望により78歳になる前日まで再任可能（特例再任） 78歳に達した以降は事件担当せず	保護司複数指名制（新任保護司が担当する保護観察事件・生活環境調整事件、処遇困難事案）	保護司専用HP“H@（はあと）”運用開始 保護司用タブレット・モバイルルーター各1台（886地区配備）	京都保護司宣言（第14回国連犯罪防止刑事司法会議世界保護司会議） 若手保護司によるオンラインフォーラム実施 「更生保護ボランティア」に関する実態調査-保護司を中心として-（総務省勧告） 「保護司活動に対する一層の御理解・御協力について（依頼）」発出（法務省・総務省連名）
4年		保護司セミナー			保護司に係る諸問題に関する研究（法務研究）
5年	第2次再犯防止推進計画			保護司会の会計事務等を支援する事務補佐員の保護司会への派遣 インターネット広告の掲載 「世界保護司デー」の創設等に向けた国際発信	持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会 今後の保護司の在り方に関する研究（法務研究）